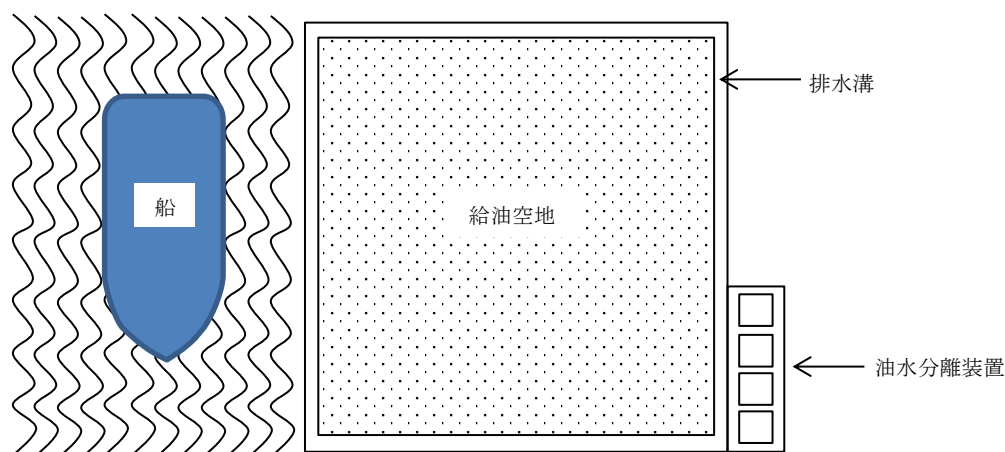


第 18 船舶給油取扱所

1 船舶給油取扱所とは、固定された給油設備によって係留された船舶の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う給油取扱所をいい、船舶には、ジェット・スキー、船外機等も含む。

2 共通事項

(1) 船舶に直接給油するために必要な空地は、固定給油設備、ポンプ機器又はホース機器を設置できる十分な広さを確保する（第 18-1 図参照）。



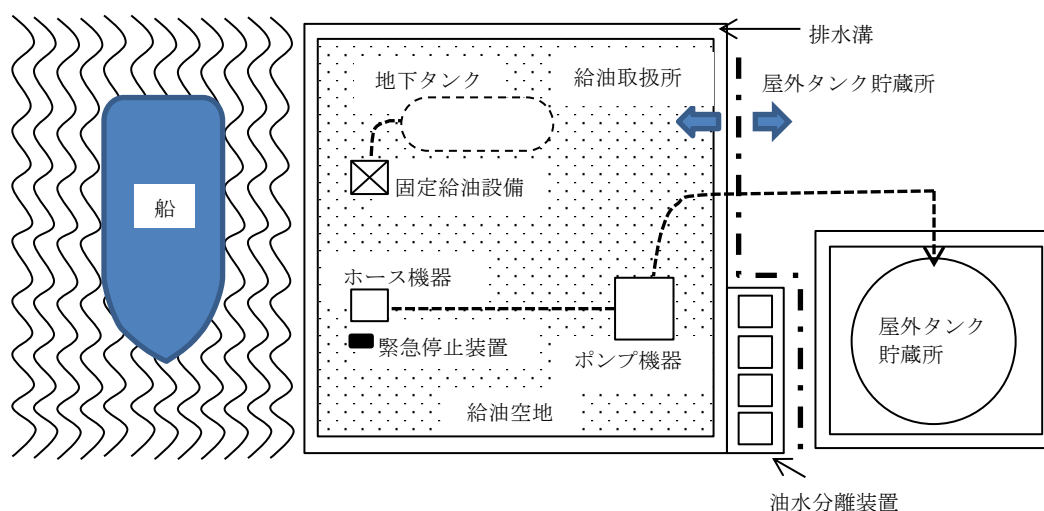
第 18-1 図 給油空地の例

- (2) 船舶給油取扱所には、簡易貯蔵タンクは設置できない（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）。
- (3) 屋外貯蔵タンク及び屋内貯蔵タンクを設置する場合は、船舶給油取扱所の敷地以外の場所に設けるものとし、それぞれ屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所として許可されたものでなければならない（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）。
- (4) 危規則第 26 条の 2 第 3 項第 3 号に規定する「漏れた危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように前条第 3 項第 3 号の例による措置」とは、当該給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有していることをいう（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）。

なお、油吸着材については、危規則第 26 条の 2 第 3 項第 3 号の 2 に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」としての油吸着材と兼用して差し支えない（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。

3 固定給油設備を用いて給油する船舶給油取扱所

- (1) 固定給油設備には、専用タンクの配管のほか屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所の貯蔵タンクの配管を接続できるものとする（平成元年３月３日消防危第１５号通知）。
- (2) 危規則第２６条の２第３項第４号で準用する危規則第２６条第３項第４号イに規定する「防水の措置」で、ホース機器を設ける箱を鉄筋コンクリート造とする場合は、次による。◆
- ア 箱の底部及び側壁は、エポキシ樹脂又は防水モルタル等で覆う。
- イ 箱の底部と側壁との接合部には、鋼製、合成樹脂製又は水膨張のゴム製の止水板を設ける。
- ウ 箱のふたは、防水型のものとする。
- (3) 危規則第２６条の２第３項第４号で準用する危規則第２６条第３項第４号ハに規定する「固定給油設備のポンプ機器を停止する等により危険物の移送を緊急に止めることができる装置」とは、ポンプ機器の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉止できる装置とし、その操作部を設ける場所は、ホース機器設置場所付近の見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等をする（第１８－２図参照）。



第１８－２図 給油空地の例

4 給油配管及びホース機器を用いて給油する船舶給油取扱所

３の船舶給油取扱所との差異は、ポンプ機器を給油取扱所に設置しているか否かによるものとする（平成元年３月３日消防危第１５号通知）。

(1) 危規則第26条の2第3項第5号で準用する危規則第26条第3項第5号ハに規定する「防水の措置」は、3(2)の例による。

(2) 危規則第26条の2第3項第5号で準用する危規則第26条第3項第5号ヘに規定する「ポンプ機器を停止する等により危険物の移送を緊急に停止することができる装置」とは、3(3)の例による。

5 危規則第26条の2第3項第3の2号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」は、油吸着材とし、その保有する量は、最大のタンクの容量に応じ、次の表のとおりとする（平成20年5月22日消防危第264号通知）。

なお、当該船舶給油取扱所に複数の専用タンクがある場合には、最大容量のタンクの容量に応じた量として差し支えない（平成元年12月21日消防危第114号質疑）。

保有する油吸着材の量は、次の表の区分に応じた量の油を吸着できるものとする。

〔第18-1表 油吸着材の保有量〕

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	吸着できる油の量
タンク容量30キロリットル未満のもの	0.3キロリットル以上
タンク容量30キロリットル以上1,000キロリットル未満のもの	1キロリットル以上
タンク容量1,000キロリットル以上のもの	3キロリットル以上

※留意事項

油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達舶査第52号（昭和59年2月1日）に定める性能試験基準により、海上保安庁総務部海上保安試験研究センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認する。

6 給油タンク車を用いて給油する船舶給油取扱所

(1) 船舶用給油タンク車を給油設備として使用するためには、当該タンク車は、危規則第24条の6に規定する技術上の基準をすべて満たしている必要がある。

(2) 船舶用給油タンク車の給油設備の給油ホース先端部と船舶の燃料タンク給油口を結合する金具は、波による揺動に伴う危険物の漏えい防止を図ることができるものであれば形式は問わない。